

令和5年度

札幌市本庁舎石綿粉じん濃度測定業務

業務仕様書

総) 行政部庁舎管理課

札幌市本庁舎石綿粉じん濃度測定業務仕様書

1 目的

本業務は、労働安全衛生法、大気汚染防止法及び札幌市市有施設における石綿含有建材対策要領に基づき、本庁舎内の作業環境を適正に維持管理する目的から、執務室等の石綿粉じん濃度測定を行うものである。

業務の実施にあたっては、関係法令等を遵守し、併せて委託者の指示によることとする。

2 業務場所

札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎

3 業務対象施設

札幌市役所本庁舎（各階）

4 業務内容

下記の業務内容について、概ね10月下旬頃～11月下旬頃に試料採取を行い、その後分析及び報告を行うものとする。

なお、試料採取日は、庁内の執務等に影響を及ぼさないよう、閉庁日及び閉庁時間帯を主として計画すること。また、測定時間帯は下記を原則とする。

・閉庁日（土曜日、日曜日及び祝日）：8:00～17:00

・開庁日：17:15以降

測定箇所が多いため、概ね3～4週間程度で検体採取が完了できるよう、測定の計画を立てること。ただし、詳細の日程については本市担当職員と協議の上で決定すること。

石綿粉じん濃度測定用試料採取	・指定する 165 箇所から空気試料の採取 (別紙「石綿粉じん濃度測定 予定箇所図」参照)
石綿粉じん濃度の算出	・φ25mmまたはφ47mmメンブランフィルターを使用すること ・計数視野数150 ・定量下限値0.2f/L ・測定結果が判明次第、総繊維濃度の本数を速やかに本市担当職員に報告すること。
石綿粉じん濃度測定結果報告書作成	・サイズはA4版とする。 ・提出は1部とする。

※粉じん濃度測定方法等については、「札幌市市有施設における石綿含有建材対策要領 (令和4年3月最終改定)」によるものとする。

※なお、総繊維数濃度が1本/Lを超えた場合には、電子顕微鏡による追加測定を指示する場合がありますため、分析後の残試料は業務終了まで適切に保管しておくこと。

5 履行期間

当業務の履行期間は、契約締結の日から令和6年(2024年)1月29日までとする。

6 提出書類

提出書類	提出部数	提出期限
業務着手届	2	契約後すみやかに
監督者及び監督代行者等指定通知書	2	契約後すみやかに
監督者及び監督代行者経歴書 (直接的かつ恒常的な雇用関係、7の資格を有することが確認できる書類等を添付)	2	契約後すみやかに
業務計画書(測定日程表含む)	1	業務開始まで
測定結果報告書(測定方法、結果報告、写真等)	1	業務完了日まで
電子納品(CD-R又はDVD-R)	1	業務完了時
完了届	1	業務完了時

※ 様式については庁舎管理課入札・契約情報ホームページ

(<https://www.city.sapporo.jp/somu/choshakanri/choshakanri-kokai.html>) 参照

※ 報告書等に関する注意事項

・測定終了時には速やかに電話、電子メール等で報告すること。

7 本業務における有資格者

受託者は、下記(1)～(5)の項目のうち1以上に該当する者を最低1名は監督者もしくは監督代行者として指名し、本業務を遂行させること。

- (1) 令和2年厚生労働省告示第277号で定める分析調査講習を受講し、修了考査に合格した者
- (2) 公益社団法人日本作業環境測定協会が実施する「石綿分析技術評価事業(旧称:石綿分析に係るクロスチェック事業)」により認定されるAランク又はBランクの認定分析技術者(評価区分1及び2における合格認定技術者含む)
- (3) 一般社団法人日本環境測定分析協会が実施する「アスベスト偏光顕微鏡実技研修(建材定性分析エキスパートコース)」の修了者
- (4) 一般社団法人日本環境測定分析協会に登録されている「建材中のアスベスト定性分析技能試験(技術者対象)合格者」
- (5) 一般社団法人日本環境測定分析協会が実施する「アスベスト分析法委員会認定JEMCAインストラクター」

8 監督者

受託者は、業務遂行を指揮監督するため、監督者を定め、監督者が不在又は事故があるときの補助者として監督代行者を若干名選任し、氏名等及び雇用を確認できる書類を委託者に提出すること。

9 安全の確保

受託者は、作業の実施にあたり、委託者の職員、従業員又は第三者に対する事故防止に留意し、事故に対する一切の責任を負うこと。

また、事故が発生した場合は速やかに委託者に報告すること。

10 設備等の破損事故

作業の実施にあたって、備品及び設備等を破損した場合は、ただちに委託者に連絡の上適切な処置をすること。

11 業務報告書

受託者は、実施した測定結果について、採取試料毎の結果を記載した報告書を提出すること。

12 業務時の服装

受託者は、作業に従事する者に清潔な服装を着用させ、胸部に名札もしくは腕章をつけさせること。

13 身分証明書

受託者は、常時従業員に身分証明書を携帯させること。

14 その他

- (1) 保守管理に使用する補修部品及び消耗品等は受託者の負担とする。
- (2) 業務に使用する資材、工具、脚立、養生、消耗品等は受託者の負担とする。
- (3) 庁舎内の作業で、市職員の業務に支障を及ぼす恐れのある作業を実施する場合には、委託者の指示する時間帯に作業を実施すること。
- (4) 受託者は、業務の遂行にあたり、委託者との連絡を密にすると共に、この仕様書に定めのない事項については委託者との協議により行うこと。

15 環境への配慮について

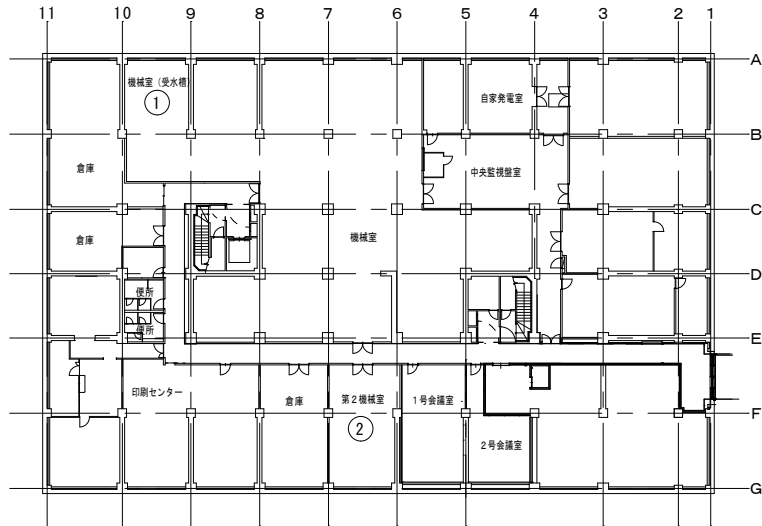
本業務においては、本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

- (1) 業務遂行に必要な電気については、委託者の指定したコンセントからの使用は認める。
- (2) 業務遂行にあたり、ごみ減量及びリサイクルに努めること。
- (3) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らすことで、紙の使用量を減らすよう努めること。
- (4) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。
- (5) 業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用するよう努めること。
- (6) 業務関係者に対し、札幌市環境方針を十分理解させるとともに業務と環境配慮の関連について自覚を持つような指導をすること。
- (7) 特定業務（設備機器の運転管理、毒物又は劇物の取扱い、特別管理産業廃棄物の保管又は処理業務）の業務関係者は、それを遂行するために要求される十分な知識及び技能を備えていなければならない。

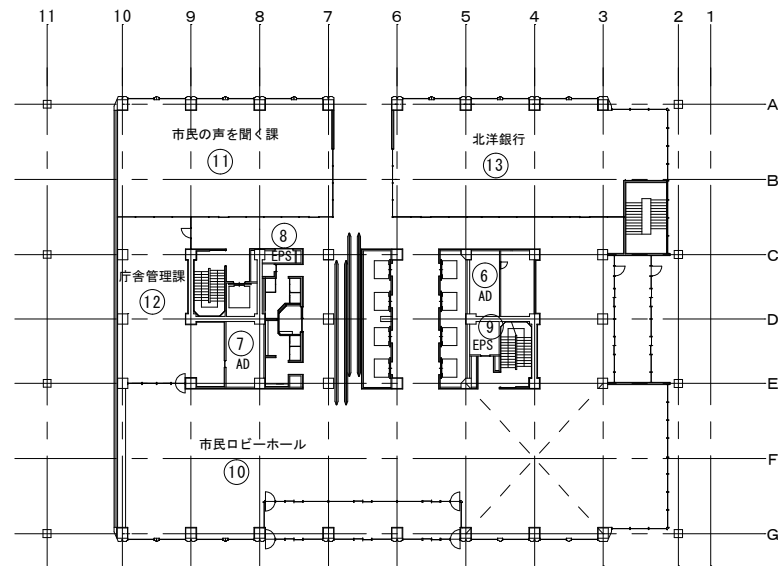
16 問い合わせ先

総務局 行政部 庁舎管理課 施設係

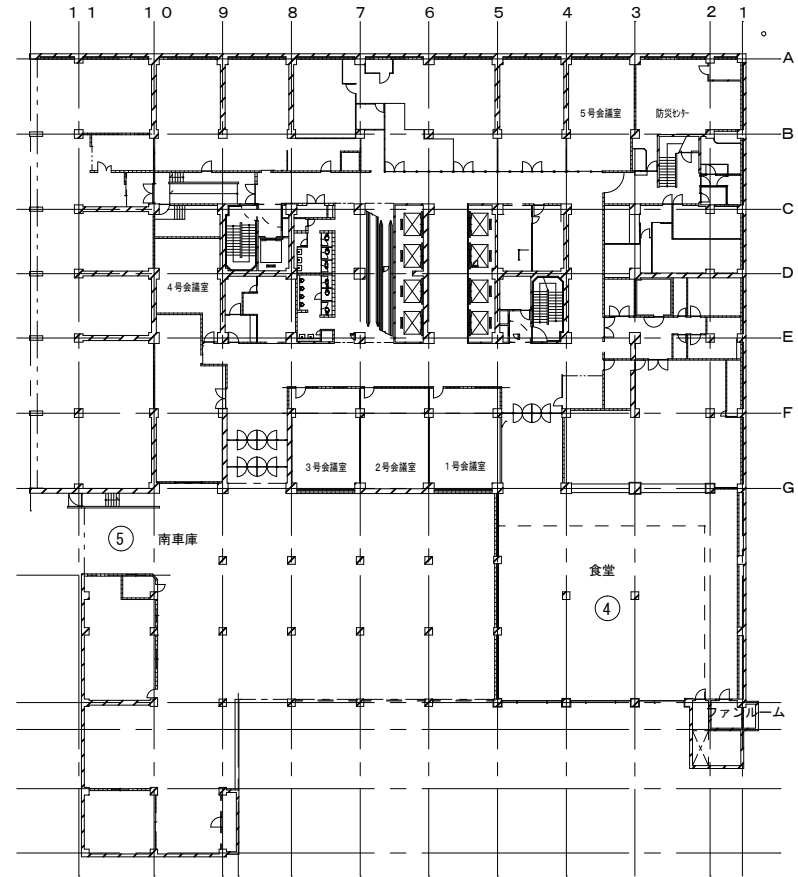
電話：011-211-2052 FAX：011-218-5173



地下2階



1階



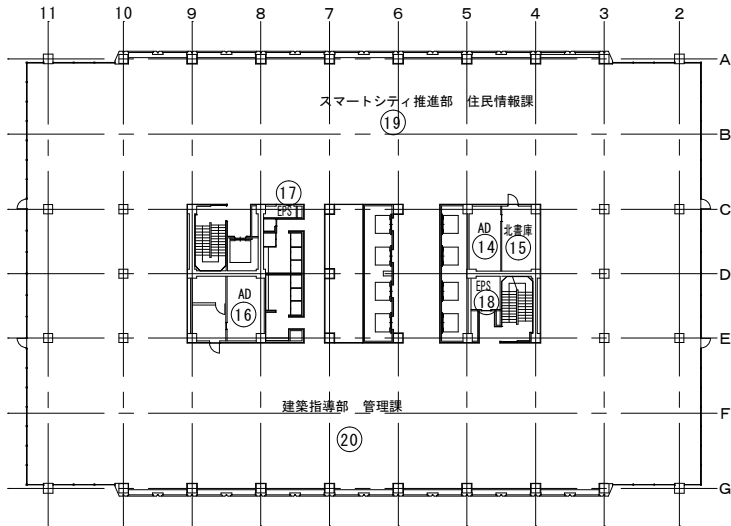
地下1階

○ 測定予定箇所

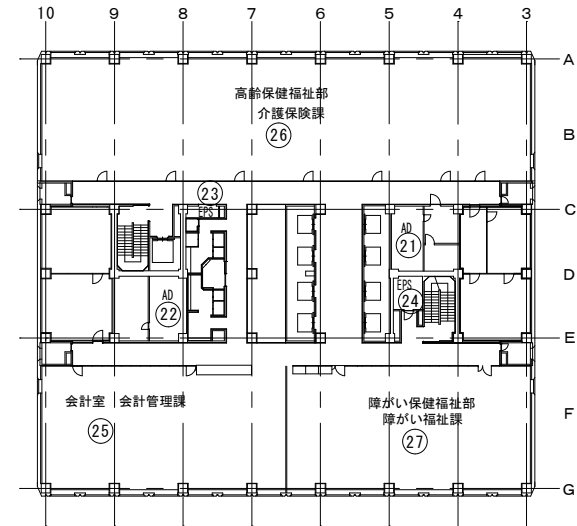
札幌市 総務局 行政部 庁舎管理課

図面名 石綿粉じん濃度測定 予定箇所図 (1)
業務名 札幌市本庁舎石綿粉じん濃度測定業務

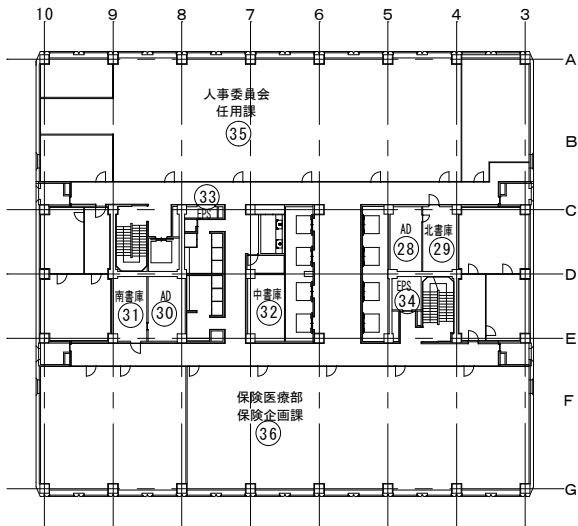
図番 1/6



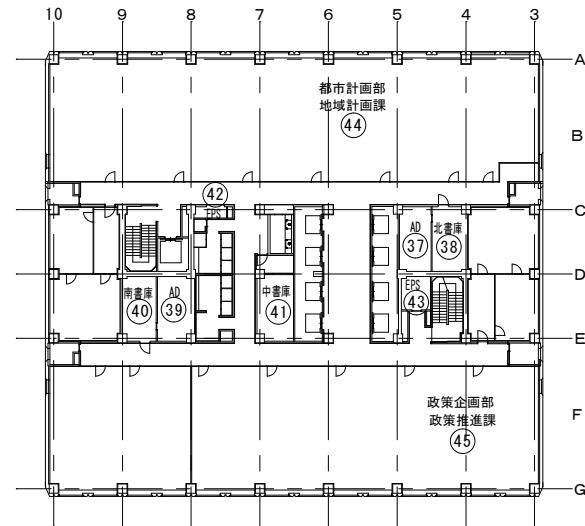
2階



3階



4階



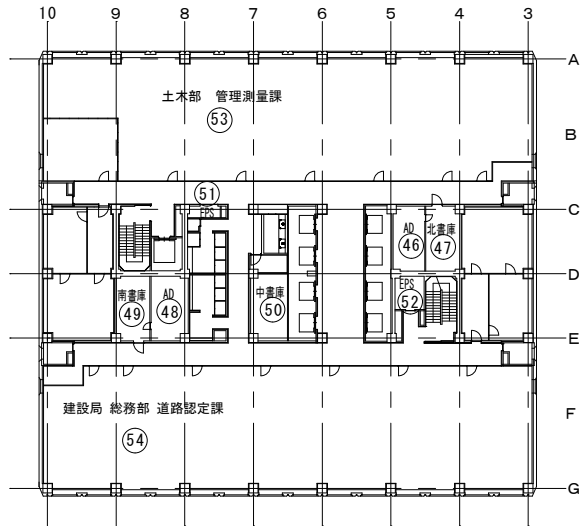
5階

○ 測定予定箇所

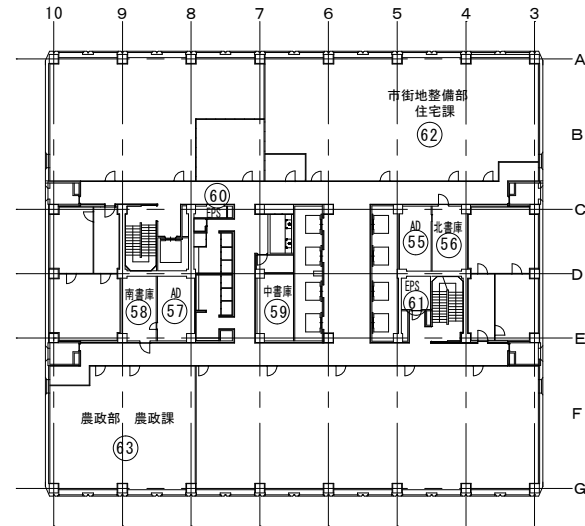
札幌市 総務局 行政部 庁舎管理課

図面名 石綿粉じん濃度測定 予定箇所図 (2)
業務名 札幌市本庁舎石綿粉じん濃度測定業務

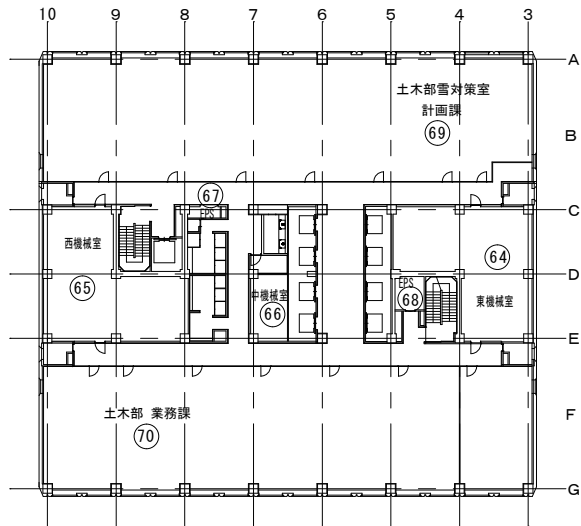
図番 2/6



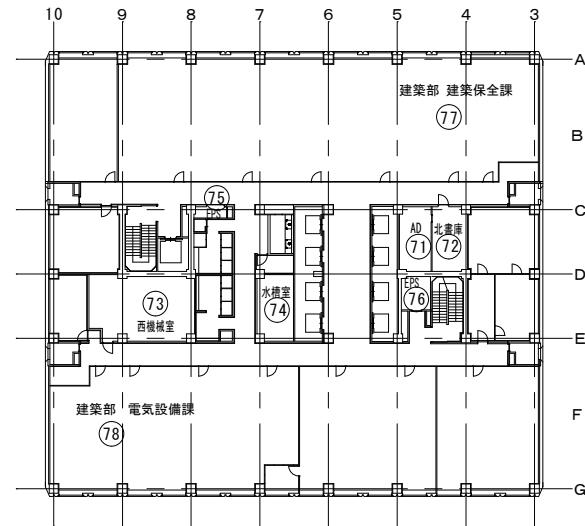
6階



7階

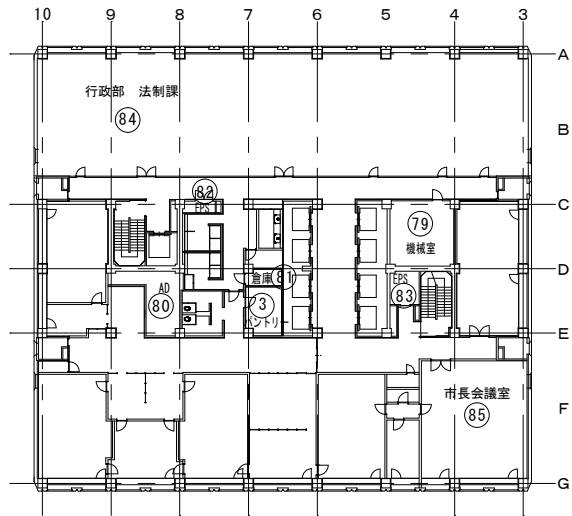


8階

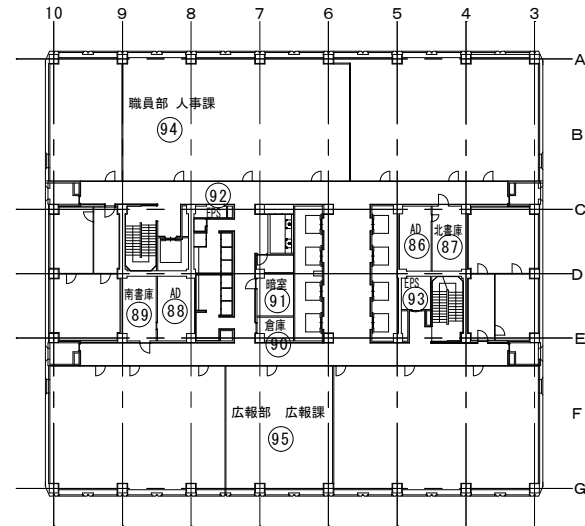


9階

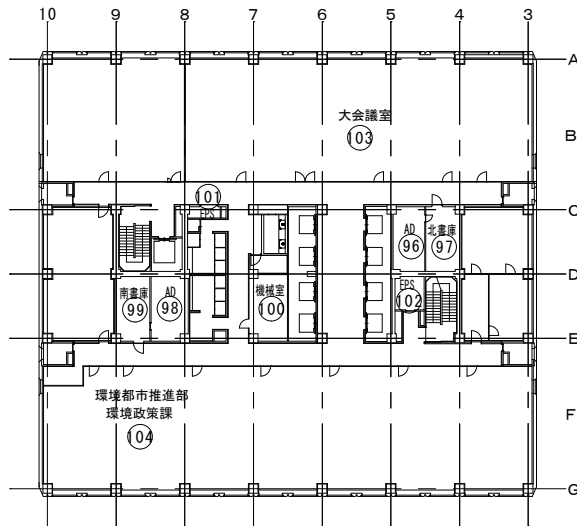
○ 測定予定箇所



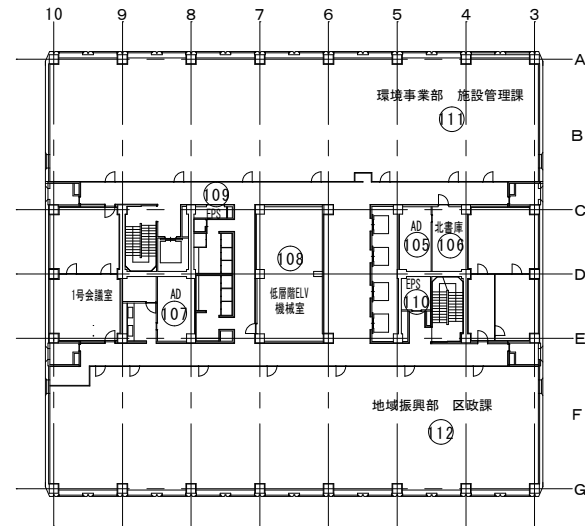
10階



11階



12階



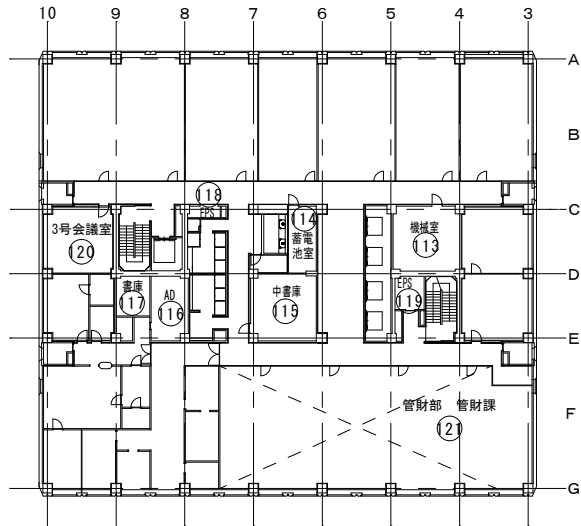
13階

○ 測定予定箇所

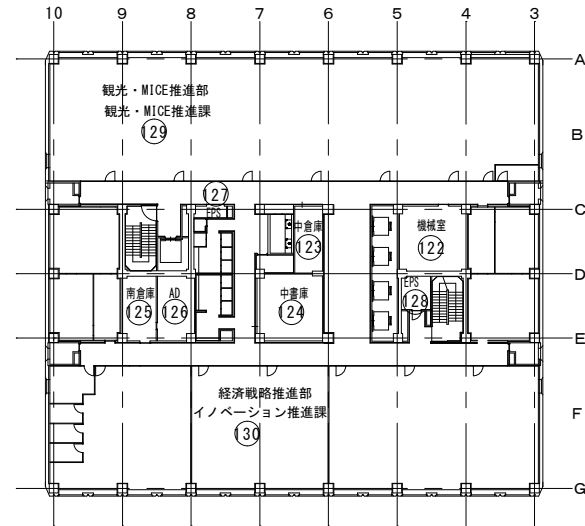
札幌市 総務局 行政部 庁舎管理課

図面名 石綿粉じん濃度測定 予定箇所図 (4)
業務名 札幌市本庁舎石綿粉じん濃度測定業務

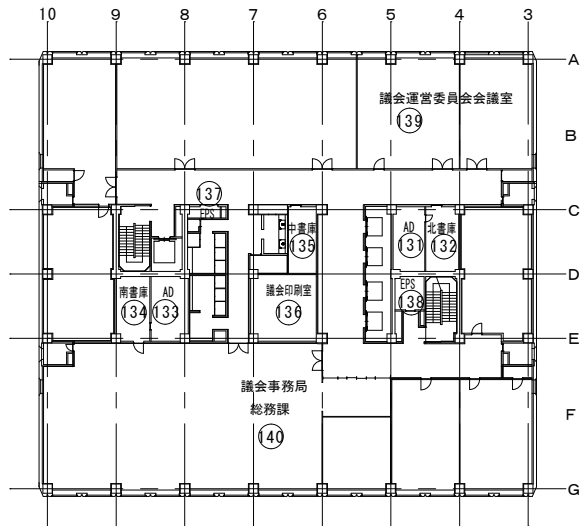
図番
4/6



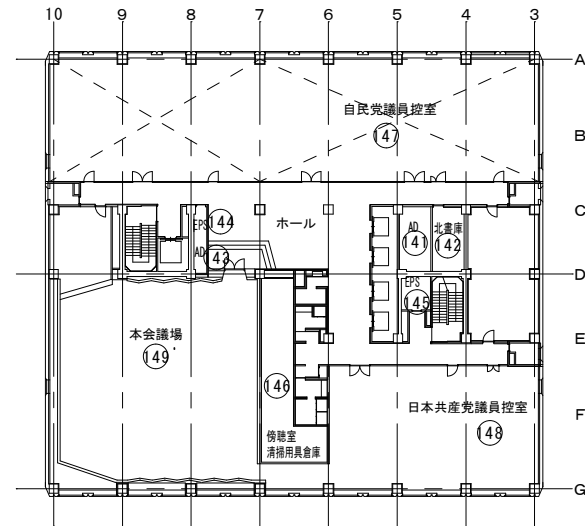
14階



15階



16階



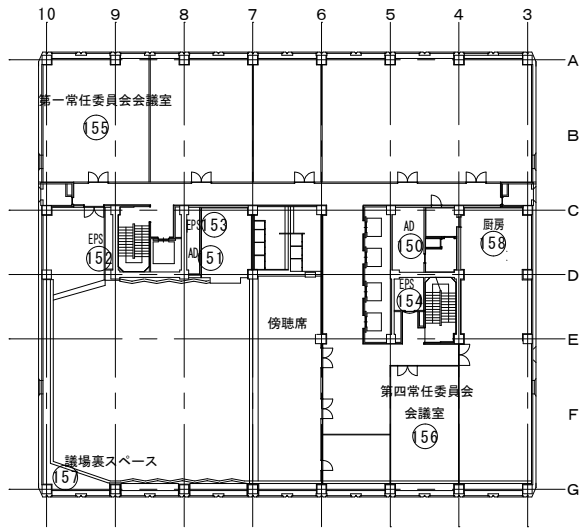
17階

○ 測定予定箇所

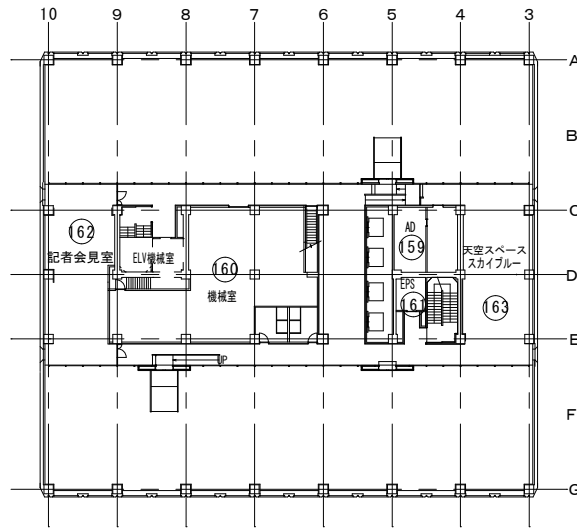
札幌市 総務局 行政部 庁舎管理課

図面名 石綿粉じん濃度測定 予定箇所図 (5)
業務名 札幌市本庁舎石綿粉じん濃度測定業務

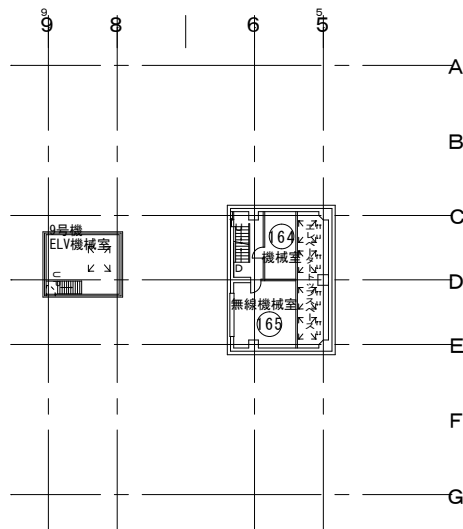
図番 5/6



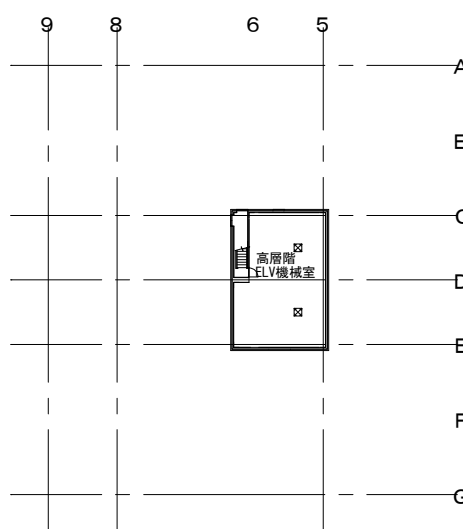
18階



塔屋2階平面図



塔屋1階平面図



○ 測定予定箇所

濃度測定 予定箇所一覧

No	階数	室名	No	階数	室名
1	地下2階	機械室(受水槽周辺)	101		北EPS
2	地下2階	奥の機械室	102		南EPS
3	10階	倉庫	103	12階	北EPS
4	地下1階	倉庫	104		南EPS
5			105		環境都市推進部 環境政策課
6			106		北倉庫
7			107		南AD
8			108		北倉庫
9			109	13階	北倉庫
10	1階	市長ロビーホール	110		南AD
11		市長の署名頂く課	111		北倉庫
12		行政課	112		環境推進部 施設管理課
13		北倉庫	113		環境推進部 政策課
14		北AD	114		機械室
15		北倉庫	115		南倉庫
16		南AD	116		北倉庫
17		北EPS	117	14階	北倉庫
18		南EPS	118		南倉庫
19		スマートシティ推進部 住民情報課	119		南EPS
20		建設推進部 管理課	120		3号倉庫
21		北AD	121		南倉庫
22		南AD	122		機械室
23		北EPS	123		北倉庫
24		南EPS	124		南倉庫
25		会計室 会計管理課	125		南倉庫
26		高層階環境課 介護保険課	126		南AD
27		障がい保健福祉部 障がい福祉課	127		北EPS
28		北AD	128		南EPS
29		北倉庫	129		観光・MICE推進部 観光MICE推進課
30		南AD	130		経営戦略推進部 イベント・コンベンション推進課
31		南倉庫	131		北AD
32		北倉庫	132		北倉庫
33		北倉庫	133		南AD
34		南EPS	134		南倉庫
35		人事委員会 任用課	135		中倉庫
36		経営企画部 経営企画課	136	16階	議事印刷室
37		北AD	137		北EPS
38		北倉庫	138		南EPS
39		南倉庫	139		議事運営委員会 会議室
40		南倉庫	140		議事事務局 総務課
41		北AD	141		北AD
42		北EPS	142		北倉庫
43		南EPS	143		南AD
44		都市計画部 地域計画課	144		北EPS
45		政策企画部 政策推進課	145	17階	南EPS
46		北AD	146		控室下部清掃用具倉庫
47		北倉庫	147		自民党議員控室
48		南AD	148		日本共産党議員控室
49		南倉庫	149		本会議場
50		中倉庫	150		北AD
51		北EPS	151		西AD
52		南EPS	152		北EPS
53		土木部 管理測量課	153	18階	北EPS
54		建設部 総務部 道路設定課	154		南EPS
55		北AD	155		第一常任委員会 会議室
56		北倉庫	156		第四常任委員会 会議室
57		南AD	157		議事裏スペース
58		南倉庫	158		南倉庫
59		中倉庫	159		北AD
60		北EPS	160	19階	機械室
61		南EPS	161		南EPS
62		市街地整備部 住宅課	162		記者会見室
63		農政部 農政課	163		天空スペース スカイプルー
64		東機庫	164		機械室
65		西機庫	165	塔屋1階	無線機械室(高層管理)
66		中機庫			
67		北AD			
68		南EPS			
69		土木部 審判室 計画課			
70		土木部 業務課			
71		北AD			
72		北倉庫			
73		高層階			
74		水管理			
75		北EPS			
76		南EPS			
77		建設部 建築保全課			
78		建設部 電気設備課			
79		AD			
80		倉庫			
81		北EPS			
82		南EPS			
83		行政部 法制課			
84		市民会議室			
85		北AD			
86		北倉庫			
87		南AD			
88		南倉庫			
89		倉庫			
90		北EPS			
91		南EPS			
92		職員部 人事課			
93		広報課			
94		北AD			
95		北倉庫			
96		南倉庫			
97		南倉庫			
98		南倉庫			
99		機械室			
100					

※上記測定箇所にて測定が困難な場合は、担当職員と協議の上で測定箇所を変更することができるものとする。